

白河地区保護司会

会報しらかわ

責任者
会長 金澤 映仁
白河市天神町43
TEL 0248-23-0575

編集者
編委 員 会
題 澤 映仁
金 澤 映仁
会報アドレス
http://www.srkw.or.jp/~mimo/hogoshi/

代表取締役 小室 敏

加藤栄一司法書士事務所
代表 加藤 栄一

有限会社藤井製作所
代表取締役 藤井 義男

株式会社平成工業
代表取締役 小室 敏

祝 表彰 おめでとうございます

第三十三回県更生保護大会が、去る十一月二十二日福島市に於いて開催され、講演会や各種顕彰等の式典が行われました。

〔白河地区顕彰者〕

- ▼法務大臣表彰
川崎 眞策
- ▼東北地方更生保護委員会委員長表彰
中野 瑞弘
伊藤 正美
間弓 ヒロ子
八巻 正男
- ▼東北地方保護司連盟会長表彰
小松 捷夫
富重 恵子
- ※内助功労者
大木公子(大木宏典保護司の妻)
- ▼福島県保護司会連合会会長表彰
後藤 邦雄
大塚 勢津子
- ▼福島県保護司会連合会会長感謝状
北島 文夫
- ▼福島保護観察所長感謝状
※民間協力者
加藤栄一司法書士事務所
代表 加藤 栄一
- 有限会社藤井製作所
代表取締役 藤井 義男
- 株式会社平成工業
代表取締役 小室 敏



表彰者の言葉

表彰者代表 法務大臣表彰
『法務大臣表彰に感謝』

川崎 眞策

平成十年八月二十七日、大雨に依る大災害の年の六月に保護司として委嘱を受け、未だ十九年目に法務大臣表彰の栄に浴し大変光栄であり感謝申し上げます。

此れ偏に保護観察所の皆様、先輩保護司の皆様、同僚保護司の皆様のご指導、ご協力の賜と考えております。私が今迄担当した対象者の中で覚醒剤使用者が一番多く、同じ対象者を再三預かった事もありました。

薬物乱用防止を念頭に犯罪のない明るい社会を築く為、任期満了迄精進して参りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



特別寄稿

総務部長として永年会の事務を担当された北島先生に、会長より感謝状が授与されました。感謝の意を表し、原稿を寄せて頂きました。



事務局担当を終了して

私が事務局に就任したのは、平成十八年六月からの約十年間でしたが、前任者の古和田先生は優秀な事務局だったので引き受けできるか不安でした。

担当後すぐに定例研修会やら社明活動の手伝い、研修旅行の実施、県大会、総会などの行事を消化、その他通常の保護観察、指定交通保護司の仕事など、今まで無事やってこれたのは全て金澤会長のご指導と保護司先生方のご協力の賜もので、何とか役目を果たすことが出来ましたこと感謝申し上げます。これからは健康に留意し、陰ながら保護司会活動を応援していきたいと思っております。併せて、本会の今後益々のご発展と保護司先生方のご健勝をご祈念申し上げます。お礼と致します。

保護司信条

私たちが保護司は、社会奉仕の精神をもって

- 一、公平と誠実を旨とし、過ちに陥った人たちの更生に尽くします。
- 一、明るい社会を築くため、すべての人々と手を携え、犯罪や非行の防止に努めます。
- 一、常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めます。

平成六年五月制定

保護司の研修



白河地区保護司会
会長 金澤 映仁

白河には関所があります。白河の関と言え、思い起こされるのは松尾芭蕉の奥の細道紀行です。「月日は百代の過客にして、行き交う年もまた旅人なり、船の上には生涯を浮かべ、馬の口をとらへて老いを迎ふる者は日々旅にして旅を栖とす。古人も多し旅に死せるあり。予もいづれの年よりか、片雲の風に誘はれて、漂白の思ひやまず、海浜にさ

すらへ、去年の秋、江上の破屋に蜘蛛の古巣をはらひて、やや年も暮れ、春立てる霞の空に、白河の関越えんと、そぞろ神の物につきて心を狂はせ、道祖神の招きにあひて取るものにつかず、股引の破れつづり、笠の緒付けかへて、三里に灸するより……」

当会では、研修の前に保護司信条を唱和している。「保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。」保護司の使命とは、「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。」このことが、研修を積み重ね人格識見を向上させる必要性と重要性を強く意識している証だと思えます。



『白河関』

奥州三古関のひとつである白河関は、奈良時代から平安時代ころに蝦夷の南下に備え、人物資の往来を取り締まっていた。律令制の衰退でその機能は失われたが、歌枕として文学の世界で都人のあこがれの地となり、能因や西行、松尾芭蕉など時代を代表する歌人・俳人たちが多くの和歌や俳句を残しており、現在も風流人の想いを描く地として愛されている。

当会にも、刑の一部の執行猶予制度が施行され、担当し

退任・新任保護司紹介

退任	新任
・菊地 行雄 (泉崎村) 平成28年5月31日	・秋山 充司 (白河市) 平成28年6月1日
・井上 晃吉 (白河市) 平成28年11月30日	・近藤 洋一 (白河支郷) 平成28年12月1日
・北島 文夫 (白河市) 平成28年11月30日	
・福田 悦子 (白河市) 平成28年11月30日	

編集後記

本年度の活動をまとめた「会報しらかわ第六号」をお届けします。快く原稿をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げます。

社会に目を向けると、災害など心痛むできことが多かった反面、復興応援など心温まる報道もたくさんあった一年でした。

暦の上ではもう春。他を思いやる暖かい風がそよぐ世の中でありますように。

〈広報委員 菊池千代子 記〉



ている保護司がおります。薬物事犯対象者が増加するのではないかと、言われております。これらの対象者は従来の仮釈放者と比べ、長く処遇を行うようになります。他の罪種と比べて特に再犯率が高い薬物事犯者処遇が困難な事案の代表です。そこで、薬物事犯者に対する保護観察処遇について、保護司間の経験や知識の共有を図り、実効性を高めていくための自主研修の必要性があると思われま。同じ対象者を処遇する保護司が、一人で問題を抱えず、知識や情報共有のために、少人数の保護司間自主研修が必要不可欠と思われま。この頃思うこと。

2 第六十六回社会を明るくする運動

①メッセージ伝達

総理大臣より各市町村長へ

矢吹町(7月4日)



金澤会長より野崎町長へ

白河地区(7月8日)

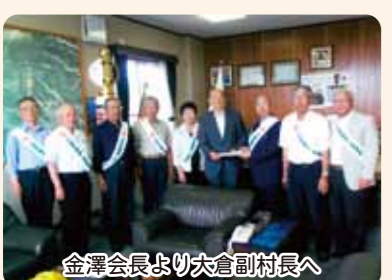


保護司、更生女、少年補導員、第一児童館の皆さん立合い参加



南元観察所長より 円谷副市長へ

西郷村(7月1日)



金澤会長より大倉副村長へ

泉崎村(7月4日)



金澤会長より久保木村長へ

中島村(7月4日)



金澤会長より加藤村長へ

②街頭啓発活動

三班編成で大型店頭で実施。南元所長、高野観察官、各種団体参加。

白河市(7月8日)



児童館の子どもたちも七夕飾りで参加



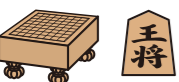
南元所長もチラシ配布



3 他団体との連携事業

①青少年健全育成活動

(イ)三十七回小・中学生将棋大会 (六月四日)白河市白寿園 県大会の予選を兼ねる



西郷村(7月27日)



大型店頭でチラシ配布

矢吹町(7月1日)



矢吹駅でチラシ配布

今年度の活動

1 会議・研修会

- 理事会
 - 3・14 第1回総会議案審議
 - 4・12 第2回総会議案最終審議
 - 総会 5・23(月)
- ・平成27年度事業・決算承認
- ・平成28年度事業計画・予算案決定(議長 緑川利衛理事)
- ※来賓のご隣席と祝辞を頂く
 - ・福島保護観察所長(代理)
 - ・白河市長(代理)
 - ・白河警察署長
 - ・白河地区更生保護女性会長
 - ・白河地区保護司OB会長
- 研修会
 - 5・23 第一期定例研修会
 - 7・11 第二期定例研修会
 - 11・25 矢吹支部研修会
 - 12・8 第三期定例研修会
 - 12・22 西郷支部研修会
 - 2・22 第四期定例研修会
- 研修旅行 10・13(木)~14(金)
- 喜連川社会復帰促進センター(栃木県さくら市)
- 懇親会 12・8(木)
- (鹿島ガーデンヴィラ)

視察 研修

晩秋の下野・上州路を訪ね 更生施設・世界遺産等で研修と親睦を深める

十月十三日(木)~十四日(金)の二日間保護司会及び更生保護女性会合同による研修旅行に参加しました。

最初は栃木県の喜連川社会復帰促進センターで、ここは民間による刑務所で、非常に心のある施設と期待しておりました。施設は非常に整備され、見学は建物の外からで作業の様子は分かりませんでした。

施設内で被収容者が社会復帰への技術修得等のための訓練が行われているものと想像されます。

さて、次に向かったのは歴史ある温泉地の四万温泉「やまぐち館」でした。泉質も良くゆつたりと温泉に浸かってまいりました。

次の日は、水沢観音で昼食、そして世界遺産富岡製糸場でした。見学は加藤先生のご紹介で、今井館長さんのご案内による説明を受けて感銘を受けたところでありました。

次に、コンニャクパークに寄り製造工程を見学しました。以上、色々な施設を研修見学させて頂き、事務局のご労苦に感謝しながら感想といたします。

(北島文夫・記)



喜連川促進センター



富岡製糸場

二十五年前、私が保護観察官になって間もなくのこと。保護観察を軽視し、来訪の約束をまらで守らない少年がいました。主任官の私が指導しても変化はなく、お手上げでした。警告や施設送致申請等の制度が導入されたのは、平成十九年に少年法等が改正されたこと。

それ以前、保護観察処分少年(一号観察は、再非行やぐ犯がなければ、保護観察を完全に無視していても少年院送致になることはなかったのです。そんなある日のこと。保護司宅のビデオデッキが作動しなくなり、困った保護司がその少年に救いを求めました。おそらく原因は単純なものだったのでしょう。少年は簡単に操作し、デッキの取扱方法を得意げに保護司夫妻に教えたのです。夫妻は「あなたが居てくれて本当に助かった。年寄りには機械に弱くて駄目。また何か困ったらお願ひしますね。」と心から御礼を述べました。少年はそれ以降、約束どおり来訪し、生活状況や自分の考えなどを保護司に話



指導に必要なもの

福島保護観察所長 南元英夫

し、相談するようになったので、保護観察処遇は、実施者と対象者との、信頼関係の上に成り立つ、と言われます。実際、良好な関係がなければ、指導も助言から敬われてこそ自分のことを大切に思い、また、その相手を敬うことができるものなのでしょう。上記の事例は、新米保護観察官の私にとって、保護観察とは何かということを深く考えさせられた事例でした。



自立更生促進センターでの餅つき大会

(ハ)学校訪問
矢吹中学校(七月四日)
矢吹中学校と地区保護司との相談会実施。
作文コンクール、健全育成全般について。



(ホ)白河市青少年健全育成推進大会(七月四日)市民会館
市内、八中学校の代表者が発表。

(ロ)第六十回校内駅伝大会
五箇中学校(八月二十八日)
(ハ)西郷村村長旗ソフトボール大会
折原グラウンド(七月三十日)
(ニ)泉崎中学校新一年生への記念品贈呈(九月五日)
新一年生へ、地区防犯指導隊と合同で記念品を贈る。



平成28年度白河市青少年健全育成推進大会 笑顔の花を!! 子どもの夢と明るい未来の